

亀山市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第5号

亀山市職員給与条例の一部を改正する条例

亀山市職員給与条例（平成17年亀山市条例第43号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
(給料表) 第4条 [略] 2 [略] 等級別基準職務表		(給料表) 第4条 [略] 2 [略] 等級別基準職務表	
職務の級	基準となる職務	職務の級	基準となる職務
[略]	[略]	[略]	[略]
5級	園長及び主幹の職務	5級	園長、 <u>館長</u> 及び主幹の職務
6級	1 課長、 <u>室長</u> 、 <u>館長</u> 、 工事検査監、設計審査監及び副参事の職務 2 困難な業務を分掌する園長の職務	6級	1 課長、工事検査監、 設計審査監及び副参事の職務 2 困難な業務を分掌する園長及び <u>館長</u> の職務

<p>[略] [略]</p> <p>(期末手当)</p> <p>第44条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>[(1) ~ (4) 略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>[4~6 略]</p>	<p>[略] [略]</p> <p>(期末手当)</p> <p>第44条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>[(1) ~ (4) 略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>[4~6 略]</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の第44条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び亀山市職員給与条例（以下この条において「給与条例」という。）第12条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項又は第44条第4項から第6項まで（亀山市職員の育児休業等に関する条例（平成17年亀山市条例第32号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この条において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職を

した日)における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各項に定める割合を乗じて得た額(以下この条において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 給与条例の適用を受ける職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)以外の職員 127.5分の15

イ 再任用職員 72.5分の10

(2) 亀山市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年亀山市条例第137号)の適用を受ける職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア 再任用職員以外の職員 127.5分の15

イ 再任用職員 72.5分の10

(3) 亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成27年亀山市条例第37号)の適用を受ける職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア 再任用職員以外の職員 127.5分の15

イ 再任用職員 72.5分の10

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。